



須賀川市

街に、ルネッサンス



UR都市機構

平成 25 年 1 月 30 日

須賀川市

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災関係

須賀川市とUR都市機構が市庁舎再建に向け
福島県内の復興まちづくりにおいて初となる
第一種市街地再開発事業に係る基本協定を締結
～「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定」の締結～

東日本大震災被災地である福島県須賀川市とUR都市機構は、平成24年7月27日に、東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書を締結し、相互に協力して復興まちづくりを推進しています。

平成25年1月30日、東日本大震災により全壊した市庁舎再建に係る第一種市街地再開発事業を円滑に推進するため、須賀川市とUR都市機構は「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定」を締結しました。

記

- 1 基本協定の概要
須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定の概要（別添1）
- 2 事業の概要
須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業の概要（別添2）
- 3 協定調印式次第（別添3）

○お問い合わせは下記へお願いします。

須賀川市建設部都市整備課 課長補佐 野崎 電話 0248-88-9154

UR都市機構東日本都市再生本部

第7エリア地方都市再生第2チーム チームリーダー 中村 電話 03-5323-0509

須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業
支援業務基本協定の概要

1 趣旨

東日本大震災により、甚大な被害を受けた須賀川市は、独立行政法人都市再生機構と「福島県須賀川市と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書」を締結し、復興まちづくりを推進しています。

特に、震災により全壊し使用不能となった市庁舎については、防災拠点としての機能を兼ね備えるとともに、更なる市民の利便性向上を図りながら、須賀川市復興のシンボルとして、早期に再建することを目指しています。そのため、新庁舎建設にあわせて敷地の拡張を図り、第一種市街地再開発事業による一体的な整備を進めることとしています。

本基本協定は、須賀川市が施行を予定している「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業」に関して、総合的な技術支援をUR都市機構が行うことにより、円滑な推進を図ることを目的として締結するものです。

2 基本協定の概要

(1) 対象事業名

「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業（須賀川市施行）」

(2) 支援期間

協定締結日～対象事業完了まで

(3) 支援業務の内容

「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業」に係る全体支援

- ・事業全般に係る支援
(関係機関協議支援・工程管理・業務間調整等)
- ・施行者業務に係る技術的支援
(事業計画・権利変換計画の作成等)
- ・その他事業推進において必要となるバックアップ

「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業」の概要

(1) 対象事業区域

須賀川市庁舎敷地、周辺民有地及び周辺道路を含む約2.9ha

(2) 整備方針

○防災拠点の形成

- ・新庁舎は、敷地を含めて防災拠点化が図られるよう計画。
- ・国道118号など幹線道路に直接面し、災害時の緊急車両のアクセスや一時避難所として活用できる広場的空間を整備。

○行政拠点の形成

- ・新庁舎にはこれまで分散していた保健福祉部や水道部のほか、市と密接に関連する団体等を配置し、市民サービス及び事務効率の向上が図られるよう整備。
- ・まちの活性化に資するような開かれたパブリックスペースを形成。



*新庁舎の位置は現在検討中です

(3) 事業スケジュール

- ・平成24年度末 都市計画決定
- ・平成25年度 事業計画・権利変換計画の決定
- ・平成26年度 新庁舎建設工事着工
- ・平成27年度末 新庁舎竣工

須賀川市第一種市街地再開発事業基本協定 締結調印式次第

○日 時 平成 25 年 1 月 30 日（水） 午後 4 時 45 分

○場 所 須賀川市役所（仮庁舎）南棟 2 階 特別会議室

1 開 会

2 出席者紹介

3 調 印 等

須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定調印、交換

4 挨 拶

須賀川市長

橋本 克也

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部長

石渡 廣一

5 閉 会